

新旧対照表

うみしんWEB－FBサービス利用規定 改定日：2022/04/11

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>うみしんWEB－FBサービス利用規定</p> <p>第14条 解約等</p> <p>4. サービスの強制解約 ご契約先が、次のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。</p> <p>(1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合</p> <p>(2) 当金庫に支払うべき利用手数料およびその他の諸手数料の支払いが遅延した場合</p> <p>(3) 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>(4) 住所変更等の届出を怠る等により、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合</p> <p>(5) 支払いの停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申立てがあったとき</p> <p>(6) 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき</p> <p>(7) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>(8) 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき</p> <p>(9) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき</p> <p>(10) 本サービスを継続するうえで支障があると当金庫が判断したとき</p> | <p>うみしんWEB－FBサービス利用規定</p> <p>第14条 解約等</p> <p>4. サービスの強制解約 ご契約先が、以下の各号のいずれかに該当したときは、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。</p> <p>① 当金庫に支払うべき各種手数料が遅延した場合</p> <p>② 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合</p> <p>③ 住所変更の届出を怠る等により、当金庫においてご契約先の所在が不明となったとき</p> <p>④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき</p> <p>⑤ 支払いの停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申立てがあったとき</p> <p>⑥ 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき</p> <p>⑦ 相続の開始があったとき</p> <p>⑧ 各種パスワードおよび電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき</p> <p>⑨ ご契約先が当金庫との取引約定に違反したとき</p> <p>⑩ 本サービスの利用停止後にサービスの再開を認められないと当金庫が判断したとき</p> <p>⑪ 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき</p> <p>⑫ 本サービスを継続するうえで支障があると当金庫が判断したとき</p> <p>⑬ <u>ご契約先が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> ア. 暴力団 イ. 暴力団員 ウ. 暴力団準構成員 エ. 暴力団関係企業 オ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等 カ. その他前記ア～オに準ずる者</p> <p>⑭ <u>ご契約先が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> ア. 暴力的な要求行為 イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為 ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 オ. その他前記ア～エに準ずる行為</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |